

奈良市公報

号外第15号

平成24年10月3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規則

○奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	1
○奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則	4
○奈良市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	4
○奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	8
○なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	18
○奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則	21
○奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則	24
○奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則	24
○なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則	33
訓令甲	
○奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	33
○奈良市辞令式の一部を改正する訓令	35
○奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令	35
○奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	35
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令	36

規則

奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第28号

奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、障害者自立支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 障害者自立支援法第51条の20又は児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所指定障害児相談支援事業所指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項又は児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60第1項又は児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあっては指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所変更届出書（別記第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所廃止・休止・再開届出書（別記第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

(公示)

第4条 障害者自立支援法第51条の30第2項又は児童福祉法第24条の37の規定による公示は、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定及び指定の取消し並びに事業の廃止又は休止（以下この条において「指定等」という。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者

(6) 事業所番号

(補則)

第5条 この規則に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

受付番号

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

指定申請書 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地

(設置者) 名称

代表者

印

障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)				
	法人である場合その種別				法人所轄庁	
	連絡先 電話番号				FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	名称	
代表者の住所	(郵便番号 ー)					
指定を受けようとする 事業の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地	(郵便番号 ー)				
	事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定期年月日	様式	備考	
	特定相談支援事業		年月日			
	障害児相談支援事業		年月日			
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日 年月日
既に地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日 年月日
既に地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日 年月日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日 年月日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。						
事業所番号						指定年月日 年月日

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請してください。

指定特定相談支援事業所 変更届出書
指定障害児相談支援事業所

年 月 日 年 月 日
(宛先) 奈良市長 住所 (所在地)

届出者 (事業者) 氏名 (印)
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号	名称	所在地	変更前	変更後
1 事業所(施設)の名称				
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)				
3 申請者(設置者)の名称				
4 主たる事務所の所在地				
5 代表者の氏名及び住所				
6 定款・寄附行為等及びその登記簿の階 本又は条例等(当該指定に係る事業に 関するものに限る。)				
7 事業所の平面図及び設備の概要				
8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住 所及び経歴				
9 相談支援専門員の氏名、生年月日、住 所及び経歴				
10 運営規程				
11 請求に関する事項				
12 役員の氏名、生年月日及び住所 変更新月日				

備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出でください。

指定特定相談支援事業所 廃止・休止・再開届出書
指定障害児相談支援事業所

年 月 日 年 月 日
(宛先) 奈良市長 住所 (所在地)

届出者 (事業者) 氏名 (印)
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

事業所番号	名称	所在地	廃止・休止・再開する事業所	廃止・休止・再開した年月日

(注) 1 事業の再開に係る届出にあるのは、当該事業に係る従業者の勤務の体制及
び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してく
ださい。
2 再開の日から10日以内に届け出でください。
3 廃止・休止の日の1月前までに届け出でください。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「（昭和22年法律第175号）」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を加え、同項第1号中「、第2項第1号」を「（同条第2項第1号）」に、「及び第3号」を「、第3号」に、「、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで」を「に規定する寄附金に限る。」、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項」に改め、同項第2号中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同表備考第3項中「、知的障害児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども発達センター条例施行規則（平成24年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に改める。

第3条第1項中「児童デイサービスの」を「発達支援サービスの」に、「子ども発達センター児童デイサービス利用承認申請書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用承認申請書」に、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7に規定する通所受給者証」に改め、同条第2項中「児童デイサービスの」を「発達支援サービスの」に、「子ども発達センター児童デイサービス利用承認・不承認通知書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用承認・不承

認通知書」に、「子ども発達センター児童デイサービス利用証」を「子ども発達センター発達支援サービス利用証」に改め、同条第3項中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に改める。

第4条第1項中「子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認申請書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用変更承認申請書」に改め、同条第2項中「子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認通知書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用変更承認通知書」に改める。

第5条中「児童デイサービス」を「発達支援サービス」に改める。

別記第1号様式中「子ども発達センター児童デイサービス利用承認申請書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用承認申請書」に、「児童デイサービスを」を「発達支援サービスを」に、「障害福祉サービス受給者証」を「通所受給者証」に改める。

別記第2号様式中「子ども発達センター児童デイサービス利用承認・不承認通知書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用承認・不承認通知書」に、「児童デイサービスの」を「発達支援サービスの」に改める。

別記第3号様式中「子ども発達センター児童デイサービス利用証」を「子ども発達センター発達支援サービス利用証」に改める。

別記第4号様式中「子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認申請書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用変更承認申請書」に、「児童デイサービスの」を「発達支援サービスの」に、「障害福祉サービス受給者証」を「通所受給者証」に改める。

別記第5号様式中「子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認通知書」を「子ども発達センター発達支援サービス利用変更承認通知書」に、「児童デイサービスの」を「発達支援サービスの」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第31号

奈良市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市老人福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の10第3項」を「第1条の14第3項」に改める。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

（有料老人ホーム設置の届出）

第13条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届（別記第12号様式）により行わなければならな

い。

(有料老人ホーム変更の届出)

第14条 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム変更届（別記第13号様式）により行わなければならぬ。

別記

第1号様式（第2条関係）

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住所

氏名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

次のとおり老人居宅生活支援事業を開始するので、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

事業の種類		
事業の内容		
経営者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
定款その他の基本約款	別添のとおり	
事業運営の方針	別紙のとおり	
職員の定数及び職務の内容	人 職種別定員及び職務内容（別紙のとおり）	
主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり	
事業を行おうとする区域		
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行う場合	施設又は住居の名称	
	※1種類	
	所在地	
	※2入所（入居）定員	
事業開始予定期日	年 月 日	

備考

- 1 小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る届出については、※1の「種類」欄への記入は必要ありません。
- 2 老人デイサービス事業に係る届出については、※2の「入所（入居）定員」欄への記入は必要ありません。
- 3 この届に市長が別に定める書類を添付してください。

第2号様式(第3条関係)

老人居宅生活支援事業変更届

(宛先) 奈良市長

年 月 日

別記第11号様式の次に次の3様式を加える。
第12号様式(第13条関係)

有料老人ホーム設置届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所 氏名

(④)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり老人居宅生活支援事業を変更したので、老人福祉法第14条の2の規定により届け出ます。

事業の種類

変更項目を○で囲んでください	新	旧
1 事業の種類及び内容		
2 経営者の氏名及び住所		
3 定款その他の基本約款		
4 職員の定数及び職務の内容		
5 主な職員の氏名及び経歴		
6 事業を行おうとする区域		
7 入所(入居)定員		

変更の理由

変更年月日	年 月 日	建物の概要	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	居室数	室

備考 この届に市長が別に定める書類を添付してください。

次のことおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

名	称
設置予定地	設置しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

事業開始の予定年月日

施設の管理者

氏名

住所

入居定員	人	居室数	室

備考 この届に市長が別に定める書類を添付してください。

平成24年10月3日
(水曜日)

第13号様式（第14条関係）

有料老人ホーム変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
氏名 印(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり有料老人ホームの設置の届出をした内容を変更しましたので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
変 更 し た 事 項	変更の内容
1 施設の名称及び設置予定地	(変更前)
2 設置しようとする者又は設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	
3 条例、定款その他の基本約款	
4 事業開始の予定年月日	
5 施設の管理者の氏名及び住所	
6 施設において供与される介護等の内容	
7 建物の規模及び構造並びに設備の概要	
8 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類	
9 運営の方針	
10 入居定員及び居室数	
11 市場調査等による入居者の見込み	(変更後)
12 職員の配置の計画	
13 一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額	
14 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容	
15 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容	
16 医療施設との連携の内容	
17 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
18 長期の収支計画	
19 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	
20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
21 その他（ ）	
変 更 年 月 日	

- 備考 1 変更した事項の欄については、該当する項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
 3 変更後1月以内に届け出てください。

第14号様式（第15条関係）
有料老人ホーム廃止（休止）届

年 月 日
(宛先) 奈良市長 届出者 住所 氏名
④ (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり有料老人ホーム事業を廃止（休止）するので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
廃止（休止）の予定 年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受け、又 は入所している者に 対する措置	
休止の場合その予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 この届出書に、市長が別に定める書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日掲示済）

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

法第70条第1項、法第79条第1項、法第86条第1項、法第115条の2第1項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条第1項に規定する申請並びに法第94条第1項に規定する許可の申請は、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保健施設指定（許可）申請書（別記第35号様式）により、法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項に規定する申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（別記第35号様式の2）によりそれぞれ行うものと

する。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出）
第11条の2 法第71条第1項ただし書、法第72条第1項ただし書及び旧介護保険法第72条第1項ただし書（これらの規定を法第78条の12、法第115条の11及び旧介護保険法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書（別記第36号様式の2）により行うものとする。

第12条の見出しを「（変更の届出等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第75条第1項、法第82条第1項、法第89条、法第99条第1項、法第115条の5第1項及び旧介護保険法第111条の規定による変更の届出並びに法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第9条第2項の規定による変更の届出は、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・介護保険施設・介護予防サービス事業者変更届出書（別記第37号様式）により、法第78条の5第1項及び法第115条の15第1項の規定による変更の届出は、地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業変更届出書（別記第37号様式の2）によりそれぞれ行うものとする。

第12条第3項中「法第78条の5第2項」を「法第75条第2項、法第78条の5第2項、法第82条第2項、法第99条第2項、法第115条の5第2項」に改め、同条第4項中「法第78条の5第1項」を「法第75条第1項、法第78条の5第

1項、法第82条第1項、法第99条第1項、法第115条の5第1項」に改める。

第12条の3中「第39号様式の4」を「第39号様式の9」に改め、同条を第12条の7とする。

第12条の2中「法第115条の32第4項」を「同条第4項」に、「第39号様式の3」を「第39号様式の8」に改め、同条を第12条の6とし、第12条の次に次の4条を加える。

(指定の変更の申請)

第12条の2 法第70条の3第1項の規定による申請は、特定施設入居者生活介護指定変更申請書(別記第39号様式の3)により、旧介護保険法第108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(別記第39号様式の4)によりそれぞれ行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更の申請)

第12条の3 法第94条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(別記第39号様式の5)により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第12条の4 法第95条の承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書(別記第39号様式の6)により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可の申請)

第12条の5 法第98条第1項第4号の許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書(別記第39号様式の7)

第35号様式(第11条関係)

により行うものとする。

第13条及び第14条を次のように改める。

(指定の辞退)

第13条 法第78条の8、法第91条及び旧介護保険法第113条の規定による指定の辞退は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業・介護老人福祉施設・介護療養型医療施設指定辞退届出書(別記第40号様式)により行うものとする。

(指定の更新の申請等)

第14条 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む)、法第79条の2第1項、法第86条の2第1項及び旧介護保険法第107条の2第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設指定(許可)更新申請書(別記第41号様式)により、法第78条の12、法第115条の21及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定介護予防支援事業所指定更新申請書(別記第41号様式の2)によりそれぞれ行うものとする。

別記第35号様式を次のように改める。

(表)

受付番号	
------	--

指定居宅サービス事業者

指定介護予防サービス事業者

指定居宅介護支援事業者

介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

介護保険法に規定する事業又は施設に係る指定又は許可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称 (氏名)					
	連絡先	電話番号			FAX番号	
代表者	法人の種別			法人所轄庁		
	職・氏名	職名	フリガナ 氏名			生年月日
	郵便番号					
	住所					
フリガナ						

事業所	名 称					
	郵便番号					
	所在 地					
同一事業所において行う事業等の種類		実施事業	指定又は許可の申請をする事業等の開始予定年月日	既に指定を受けている事業等の指定又は許可の年月日	備 考	
指定を受けようとする事業又は施設	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
	居宅介護支援事業					
	施設	介護老人福祉施設				
介護老人保健施設						
介護療養型医療施設						
介護予防サービス事業	介護予防訪問介護					
	介護予防訪問入浴介護					
	介護予防訪問看護					
	介護予防訪問リハビリテーション					
	介護予防居宅療養管理指導					
	介護予防通所介護					
	介護予防通所リハビリテーション					
	介護予防短期入所生活介護					
	介護予防短期入所療養介護					
	介護予防特定施設入居者生活介護					
	介護予防福祉用具貸与					
	特定介護予防福祉用具販売					
	介護保険事業者番号（既に指定又は許可を受けている場合）					
	医療機関コード等				事業者区分	

(裏)

備考

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財團法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請（開設）者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請及び既に指定等を受けているものを含めて、該当する欄に「○」を記入してください。なお、今回の申請に伴って、法第72条第1項の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「実施事業」欄に「みなし」と記載してください。
- 「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。
- 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては「12.4.1」）を記載してください。
- 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宣様式を補正して、その全てを記載してください。
- 事業者区分の欄には、保険医療機関の場合は医科又は歯科の別を、保険薬局の場合は薬局と記載してください。
- 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所

の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

10 この申請書に、市長が別に定める書類を添付してください。

別記第35号様式の次に次の1様式を加える。

第35号様式の2(第11条関係)

(表)

受付番号

指定地域密着型サービス事業所

指定申請書

指定地域密着型介護予防サービス事業所

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号				
申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一)				
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	法人の種別		法人所轄庁			
代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ	生年月日			
代表者の住所	(郵便番号 一)					
指定を受 けようと する事業所 の種類	事業所の所在地	(郵便番号 一)				
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする 事業の事業開始 予定年月日	既に指定を受け ている事業の 指定年月日	様式
	地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
		夜間対応型訪問介護				
		認知症対応型通所介護				
		小規模多機能型居宅介護				
		認知症対応型共同生活介護				
		地域密着型特定施設入居者生活介護				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	複合型サービス					
サ ー ク シ ー ス 地 域 密 着 型 介 護 予 防	介護予防認知症対応型通所介護					
	介護予防小規模多機能型居宅介護					
	介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護保険事業所番号				(既に指定を受けている場合)		
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

(裏)

- 備考 1 「受付番号」「事業所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、記載事項に変更がないときには、「事業所の所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」当該申請に係る「事業開始予定年月日」を除いて、申請書への記載を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。
- 9 この申請書に、市長が別に定める書類を添付してください。

別記第36号様式の次に次の1様式を加える。

第36号様式の2(第11条の2関係)
指定を不要とする旨の申出書

(宛先) 奈良市長 申出者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
年 月 日

申出者 氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
申出に係る事業所 所在地 連絡先 電話番号

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	氏名	住所	電話番号
管理者	氏名	住所	
施設の種別	指定を不要とする居宅サービス、地域密着型サービス及び介護予防サービスの種類		
備考 この申請書に、市長が別に定める書類を添付してください。			

別記第37号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式を別記第37号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第37号様式（第12条関係）

居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者
介護保険施設・介護予防サービス事業者

変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所
届出者 名称
代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号
指定内容を変更した事業所又は施設		名称 所在地
サービスの種類		
変更した事項		変更の内容
1	事業所又は施設の名称	(変更前)
2	事業所又は施設の所在地	
3	届出者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	
4	代表者の氏名、生年月日及び住所	
5	役員の氏名、生年月日及び住所	
6	定款、寄附行為、条例等（当該事業に関するものに限る。）	
7	事業所又は施設の建物の構造、専用区画等	
8	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	
9	事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設を除く。）	
10	サービス提供責任者の氏名及び住所	
11	運営規程	(変更後)
12	協力医療機関又は協力歯科医療機関	
13	事業所の種別	
14	提供する居宅療養管理指導の種類	
15	事業実施形態（本体施設が指定介護老人福祉施設の場合の単独型、空床利用型又は併設型の別）	
16	入所患者又は入所者の定員	
17	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携、支援体制	
18	福祉用具の保管及び消毒の方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	
19	併設施設の状況	
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
21	その他（ ）	
変更年月日		

備考 1 変更した事項の欄については、該当する項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 変更後10日以内に届け出てください。

別記第39号様式中「備考 休止又は廃止する日の1ヶ月前までに届けてください。」を「備考 1 休止又は廃止する日
2 この申請書に、市長の1ヶ月前までに届けてください。」に改める。

別記第39号様式の4中「(第12条の3関係)」を「(第12条の7関係)」に改め、同様式を別記第39号様式の9とする。
別記第39号様式の3中「(第12条の2関係)」を「(第12条の6関係)」に改め、同様式を別記第39号様式の8とし、別記第39号様式の2の次に次の5様式を加える。

第39号様式の3(第12条の2関係)

特定施設入居者生活介護指定変更申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 (印)

次のとおり指定の変更を申請します。

介護保険事業所番号													
申 請 に 係 る 施 設		名 称											
		所 在 地											
代 表 者	氏 名												
	職 名					生 年 月 日							
	住 所												
利 用 者 の 推 定 数		要 介 護 者											
		要 支 援 者											
利 用 定 員		(変更前)		(変更後)									
受 託 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		事 業 者 名 称											
		事 業 者 所 在 地											
		事 業 所 名 称											
		事 業 所 所 在 地											

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）
- (2) この申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (3) 協力医療機関、協力歯科医療機関との契約内容が分かる書類

平成24年10月3日
(水曜日)

号外第15号

第39号様式の4 (第12条の2関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

(宛先) 奈良市長
所在地
申請者
名称
代表者の氏名

年 月 日 (宛先) 奈良市長
所在地
申請者
名称
④ 代表者の氏名

次のとおり指定の変更を申請します。

介護保険事業所番号	施設名	所在地

この申請に係る施設の類型	1 療養病床を有する病院 療養病床を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
入院患者の推定数(申請に係る事業を行いう部分)に係る	(変更前) (変更後)

入院患者の定員(申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)

介護保険事業所番号	施設名	所在地

- 備考 1 この申請に係る施設の類型の欄については、該当する項目番号に○を付けてください。
2 次の書類(この申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)を添付してください。
(1) 施設の使用許可証の写し
(2) 建物の構造及び設備の概要を示す書類並びに平面図
(3) この申請に係る事業の従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表

第39号様式の5 (第12条の3関係)

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

年 月 日 所在地
申請者
名称
④ 代表者の氏名

次のとおり介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を申請します。

介護保険事業所番号	施設名	所在地

- 備考 1 変更事項の欄については、該当する項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かかる書類を添付してください。

第39号様式の6（第12条の4関係）

介護老人保健施設管理者承認申請書

第39号様式の7（第12条の5関係）

介護老人保健施設広告事項許可申請書

号外第15号

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地

申請者

名称

代表者の氏名

(宛先) 奈良市長

所在地

申請者

名称

代表者の氏名

年 月 日

次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。

次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。

捺印 公報

平成24年10月3日
(水曜日)

介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
許可を受けようとする広告事項	
申請に係る施設名	所在地
管理者になろうとする者の氏名	住所
資格	容
申請理由	方 法
1 新規開設のため	広 告 の 方 法
2 管理者変更のため	

備考 1 管理者になろうとする者の経歴書等を添付してください。

2 申請理由の欄については、該当する項目番号に○を付してください。

別記第40号様式中

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
指定辞退届出書」を

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
介護老人福祉施設・介護療養型医療施設
指定辞退届出書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の」を削り、「注 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。」を

「注 1 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。
2 この届出書に、市長が別に定める書類を添付してください。」に改める。

別記第41号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式を別記第41号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第41号様式（第14条関係）

受付番号

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定（許可）更新申請書
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地

申請者 名称
代表者 氏名

印

介護保険法に規定する事業又は施設に係る指定又は許可の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称 (氏名)					
	連絡先	電話番号	ファクシミリ番号			
代表者	職・氏名	職名	フリガナ			生年月日
			氏名			
郵便番号						
住所						
事業所	フリガナ					
	名称					
	郵便番号					
	所在地					
同一事業所において行う事業等の種類				指定又は許可の更新を申請する事業等	既に指定を受けている指定又は許可の有効期間満了日	備考
居宅サービス事業	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
短期入所生活介護						

指定又は許可の更新を申請する事業又は施設	短期入所療養介護		
	特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		
	特定福祉用具販売		
	居宅介護支援事業		
	施設 介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
介護保険事業者番号			

備考 1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 指定又は許可の更新をする事業等の欄には、今回更新申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。

3 この申請書に、市長が別に定める書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第11条から第14条までの規定により提出された申請書及び届出書は、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の相当規定により提出された申請書及び届出書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成24年3月30日掲示済）

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同条の

次に次の1条を加える。

（届出等の取下げ等）

第11条の2 条例第17条の2第1項若しくは条例第17条の6第1項の規定による届出又は条例第17条の2第4項若しくは条例第17条の6第2項の規定による通知（以下この条において「届出等」という。）をした者は、当該届出等を取り下げようとするときは、大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出（通知）取下届出（通知）書（別記第3号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 届出等をした者は、当該行為を取りやめたときは、大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出（通知）取りやめ届出（通知）書（別記第3号様式の3）を市長に提出しなければならない。

第13条中「第3号様式の2」を「第3号様式の4」に改める。

第13条の3中「第3号様式の3」を「第3号様式の5」に改める。

別記第3号様式別紙以外の部分を次のように改める。

第3号様式(第11条、第13条の2関係)

大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出(通知)書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所

(通知者)氏名

㊞

電話

次のとおり行為をしたいので、なら・まほろば景観まちづくり条例
します。

第17条の2第1項
第17条の2第4項
第17条の6第1項
第17条の6第2項

の規定により 届出
通知

代理者	資格	() 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	㊞ 代表者氏名		
	代理人氏名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	所在地	電話番号		
設計者	資格	() 建築士 () 登録第 号		
	氏名	㊞		
	建築士事務所名	代表者氏名		
	所在地	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
工事施工者	会社・営業所名	代表者氏名		
		建設業の許可() 第 号		
	担当者名	電話番号		
	所在地			
工事監理者	資格	() 登録第 号		
	氏名			
	営業所・事務所名	会社・営業所名 代表者氏名		
	所在地	() 知事登録第 号		
行為の場所等	地名地番	奈良市		
	地区・名称	大規模行為(山地・田園・都心・西北部住宅地・市街地・歴史景観)地域 景観形成重点地区内行為(景観形成重点地区)		
	用途地域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし
	その他の地域・地区等	高度地区(m 高度地区) 地区計画(地区計画区域)		
敷地面積	m ²	主要用途		
行為の概要	建築物	有(別紙1添付)・無	※変更の届出の場合	建築物
	工作物	有(別紙2添付)・無		工作物
	開発行為	有(別紙3添付)・無		開発行為
	土地形質の変更	有(別紙4添付)・無		土地形質の変更
	木材の伐採	有(別紙5添付)・無		木材の伐採
	物件の堆積	有(別紙6添付)・無		物件の堆積
	広告物	有(別紙7添付)・無		広告物
	行為の期間	着手予定日 年 月 日		完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押してください。
- 2 この届出書には関係図書を添えてください。
- 3 代理人と設計者が異なる場合は、設計者からの委任状を添えてください。
- 4 自動販売機の届出を行う場合は、工作物として届出をしてください。
- 5 工事監理者、工事施工者が未定の場合は、行為の着手までに届出をしてください。

別記第3号様式別紙第1及び別紙第2中「改築」を「改築　除却」に改め、同様式別紙第6中「たい積」を「堆積」に改め、別記第3号様式の4とし、別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式の3を別記第3号様式の5とする。

第3号様式の2（第11条の2関係）

大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出（通知）取下届出（通知）書

年　月　日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代理人 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

※代理人が届出（通知）を行う場合は、委任状添付のこと

次のとおり大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出（通知）書を取り下げたいので届出（通知）します。

受付年月日	年　月　日
受付番号	第　　号
届出（通知）者	住所
	氏名
行為地	
行為の目的	
理由	

第3号様式の3(第11条の2関係)

大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出(通知)取りやめ届出(通知)書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代理人 住所

氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

※代理人が届出(通知)を行う場合は、委任状添付のこと

次のとおり大規模行為及び景観形成重点地区内行為を取りやめたいので届出(通知)します。

受理年月日	年 月 日
受理通知番号	第 号
届出(通知)者	住所
	氏名
行為地	
行為の目的	
理由	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市地区計画形態匠条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

奈良市地区計画形態匠条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地区計画形態匠条例施行規則(平成22年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(申請等の取下げ等)

第2条の2 条例第5条第1項の規定による認定の申請又は条例第8条第2項の規定による通知(以下この条において「申請等」という。)をした者は、当該申請等を取り下げようとするときは、地区計画区域内における建築物等の計画認定申請(通知)取下届出(通知)書(別記第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

2 申請等をした者は、当該建築等を取りやめようとするときは、地区計画区域内における建築物等の計画認定申請(通知)取りやめ届出(通知)書(別記第1号様式の3)を市長に提出しなければならない。

別記第1号様式別紙以外の部分を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

地区計画区域内における建築物等の計画認定申請(通知)書

(宛先) 奈良市長

申請者 住所
氏名
電話

印

奈良市地区計画形態意匠条例 第5条第1項 の認定を申請します。
第8条第2項 の規定により、次のとおり計画を通知します。

地区計画の名称		地区整備計画区域		
工事主	氏名のフリガナ			
	氏 名	印		
	住 所			
	電 話 番 号			
設計者	資 格	() 建築士	() 登録第	号
	氏 名	印		
	建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	所 在 地			
工事監理者	電 話 番 号			
	資 格	() 建築士	() 登録第	号
	氏 名	印		
	建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
工事施工者	所 在 地			
	電 話 番 号			
	氏 名			
	営 業 所 名	建設業の許可() 第 号		
行為の場所等	地 名 地 番			
	敷 地 面 積	m ²	主要用途	
	建 築 物	(別紙1添付)		
	工 作 物	(別紙2添付)		
広 告 物	(別紙3添付)			
行 为 の 期 间	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日		
その他の必要な事項				

備考 1 事業者が法人のときは、主たる事務所の所在地並びに法人名及び代表者の氏名を記入してください。

2 この届出書には関係図書を添えてください。

第1号様式の2 (第2条の2関係)

地区計画区域内における建築物等の計画認定申請 (通知) 取下届出 (通知) 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
氏名
電話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり地区計画区域内における建築物等の計画認定申請 (通知) を取り下げた
いので届出 (通知) します。

受付年月日	年 月 日	認定期年月日	年 月 日
受付番号	第 号	認定期番号	第 号
認定申請 (通知) 者	住所 氏名	認定 (通知) 者	住所 氏名
行為地		行為地	
行為の目的		行為の目的	
理由		理由	

第1号様式の3 (第2条の2関係)

地区計画区域内における建築物等の計画認定申請 (通知) 取りやめ届出 (通知) 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
氏名
電話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり地区計画区域内における建築物等の計画認定申請 (通知) を取りやめた
いので届出 (通知) します。

届出者 住所 氏名 電話	年 月 日	電話	年 月 日
印			
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
次のことおり地区計画区域内における建築物等の計画認定申請 (通知) を取りやめた いので届出 (通知) します。			

公報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成24年3月30日掲示済)

奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「課」の次に「、センター」を加え、同条第1項中「、課」の次に「、センター」を加え、「総務課」を「総務課 防災センター」に改める。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 防災センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 防災センターに関すること。
- (2) センターの庶務に関すること。

第8条第6項中「隊に」を「センターに所長、隊に」に改め、同条第12項中「指揮救助隊長」を「防災センター所長、指揮救助隊長」に改める。

第9条中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 所長は、上司の命を受けて防災センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表消防司令長の項中「文化財防災官」の次に「、防災センター所長」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月30日掲示済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正)
第1条 奈良市ならまちセンター条例施行規則（平成元年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第6号様式及び第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第11条関係)

奈良市ならまちセンター使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____
電話() _____

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	納付済額
年 月 日	円
還付申請の理由	
還付の内訳	
<input type="checkbox"/> 奈良市ならまちセンター条例第11条の規定を適用し、還付しません。	
<input type="checkbox"/> 奈良市ならまちセンター条例施行規則第11条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。	

注意事項

- 太線内のみ記入してください。
- 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通知第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

(入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則の一部改正)
第2条 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則(平成7年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、第5号様式及び第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第11条関係)

入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料還付申請書

受付 第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は _____
 代表者名 _____
 電話 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使 用 料 納 付 年 月 日	納 付 済 額
年 月 日	円

還付申請の理由

還付の内訳

- 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第12条本文の規定を適用し、還付しません。
 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則第11条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内ののみ記入してください。
 2 使用承認書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号	
口座名義人	フリガナ		

(奈良市音声館条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市音声館条例施行規則(平成7年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号

様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

おんじょう
奈良市音声館使用料還付申請書

受付 第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____
電話 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- 奈良市音声館条例第9条本文の規定を適用し、還付しません。
 奈良市音声館条例施行規則第12条第1項第 _____ 号の規定を適用し、使用料 _____ 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

(奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則(平成
8年奈良市規則第19号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号

様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第11条関係)

名勝大乗院庭園文化館使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
 使用者 団体名 _____
 氏名又は _____
 代表者名 _____
 電話 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例第9条本文の規定を適用し、還付しません。
- 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則第11条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

(なら100年会館条例施行規則の一部改正)

第5条 なら100年会館条例施行規則(平成10年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号

様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

なら100年会館使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____
電話 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- なら100年会館条例第9条の規定を適用し、還付しません。
 なら100年会館条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
2 使用承認書及び変更承認書を添付してください。

通知 第 号
年 月 日

* 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	

(奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部改正)
第6条 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則(平成12年奈良市規則第71号)の一部を次のように改める。
別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号

様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

使用者	住 所 _____
	団体名 _____
	氏名又は _____
	代表者名 _____
	電話 () _____

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- 奈良市西部会館市民ホール条例第8条本文の規定を適用し、還付しません。
- 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号
口座名義人	フリガナ	

(奈良市美術館条例施行規則の一部改正)

第7条 奈良市美術館条例施行規則(平成15年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、第4号様式及び第5号様式中「(あ

て先)」を「(宛先)」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第11条関係)

奈良市美術館展示室使用料還付申請書

受付 第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____
使用者 団体名 _____
氏名又は _____
代表者名 _____
電話 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使 用 料 納 付 年 月 日	納 付 済 額
年 月 日	円
還付申請の理由	
還付の内訳	
<input type="checkbox"/> 奈良市美術館条例第10条本文の規定を適用し、還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市美術館条例施行規則第11条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。	

注意事項

- 太線内のみ記入してください。
- 使用承認書を添付してください。

通知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号
口座名義人	フリガナ	

(奈良市北部会館条例施行規則の一部改正)
第8条 奈良市北部会館条例施行規則(平成16年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号

様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所 _____

使用者 団体名 _____

氏名又は代表者名 _____

電話 () _____

次のとおり、使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 • 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- 奈良市北部会館条例第11条本文の規定を適用し、還付しません。
 奈良市北部会館条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

通知第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

附 則
(施行期日)
 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
 (平成24年3月30日掲示済)

なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

なら工藝館条例施行規則の一部を改正する規則

なら工藝館条例施行規則(平成12年奈良市規則第66号)

別記第3号様式及び第4号様式中

「上記のとおり、なら工藝館個展展示コーナーの使用を承認します。

指定管理者

㊞

承認番号第	号	
年	月	日

を

「上記のとおり、なら工藝館個展展示コーナーの使用を承認します。



承認番号第	号	
年	月	日

に改める。

」

訓令甲

奈良市訓令甲第2号

府中一般
関係各所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第5号中「公室、部」を「部」に改める。

第4条保健福祉部長の部分の第32号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同号を同部分の第38号とし、同部分中第31号を第37号とし、第24号から第30号までを6号ずつ繰り下げ、第23号を削り、第22号を第29号とし、第21号を第28号とし、第19号及び第20号を次のように改める。

(19) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可

(20) 旧介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の入所定員の増加申請の受理

第4条保健福祉部長の部分中第20号を第27号とし、第19号を第26号とし、同部分の第18号を次のように改める。

(18) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業

なら工藝館

承認

なら工藝館

・
・
領収済

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後のなら工藝館条例施行規則第5条第1項及び第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の承認に係る承認書及び変更承認書について適用し、同日前の承認に係る承認書及び変更承認書については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成24年3月30日掲示済)

<p>者及び指定介護予防支援事業者の指定（開設許可）、指定更新（開設許可更新）、勧告、命令及び指定（開設許可）</p> <p>第4条保健福祉部長の部分中第18号を第22号とし、同号の次に次の3号を加える。</p> <p>(23) 介護保険法の規定による指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の廃止の届出の受理</p> <p>(24) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）の規定による介護療養型医療施設の指定、指定更新、勧告、命令及び指定の取消し</p> <p>(25) 旧介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出の受理</p> <p>第4条保健福祉部長の部分中第17号を第21号とし、第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(18) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定、廃止、休止及び再開</p> <p>第4条保健福祉部長の部分中第14号を第17号とし、同部分の第13号中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同号を同部分の第16号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(15) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条から第37条までに規定する保護に要する費用の支出負担行為の決定</p> <p>第4条保健福祉部長の部分中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。</p> <p>(11) 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定、指定の変更、更新、勧告、命令、指定の取消し等</p> <p>(12) 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指導及び監査の実施並びに当該監査の結果報告</p> <p>第4条保健福祉部長の部分に次の6号を加える。</p> <p>(39) 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業開始届及び老人デイサービスセンター等設置届の受理</p> <p>(40) 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業廃止届及び老人デイサービスセンター等廃止届の受理</p> <p>(41) 老人福祉法に規定する有料老人ホーム設置届の受理</p> <p>(42) 老人福祉法に規定する有料老人ホーム廃止届の受理</p> <p>(43) 老人福祉法に規定する軽費老人ホームの廃止の届出の受理</p> <p>(44) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録申請に係る審査</p>	<p>第4条子ども未来部長の部分中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 児童福祉法に規定する障害児通所支援の支給決定</p> <p>第4条建設部長の部分の第8号中「及び農業集落排水事業分担金」を「、農業集落排水事業分担金及び下水道使用料」に改め、同部分の第9号を次のように改める。</p> <p>(9) 滞納処分の決定</p> <p>第4条建設部長の部分に次の1号を加える。</p> <p>(10) 滞納処分の執行停止及び停止の取消し</p> <p>第5条税務室長の部分の第3号中「決定」の次に「及び異議申立て」を加える。</p> <p>第6条第1項滞納整理課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項国保年金課長の部分の第2号中「（保険税を含む。次号において同じ。）」を削り、同項障がい福祉課長の部分の第8号中「交付」を「決定及び支出負担行為の決定」に改め、同号を同部分の第11号とし、同部分中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(7) 児童福祉法に規定する障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支出負担行為の決定</p> <p>第6条第1項障がい福祉課長の部分中第4号を第6号とし、同部分の第3号中「支給決定」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同号を同部分の第5号とし、同部分中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の内容の変更の届出の受理</p> <p>(3) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の内容の変更の届出の受理</p> <p>第6条第1項福祉医療課長の部分の第1号中「、乳幼児医療費受給資格証及び母子家庭医療費受給資格証」を削り、同部分の第7号中「、重度心身障害者老人等医療費、乳幼児医療費及び母子家庭医療費」を「及び重度心身障害者老人等医療費」に改め、同項介護福祉課長の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(8) 介護保険法に規定する要介護認定並びにその更新、変更及び取消し</p> <p>第6条第1項介護福祉課長の部分の第9号を次のように改める。</p> <p>(9) 介護保険法に規定する要支援認定並びにその更新、変更及び取消し</p> <p>第6条第1項介護福祉課長の部分中第10号から第15号までを削り、同部分の次に次のように加える。</p> <p>長寿福祉課長</p> <p>(1) 老人居宅生活支援事業変更等の受理</p> <p>(2) 老人福祉法第10条の4第2項に規定する措置の決定</p> <p>(3) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求の執行</p>
---	---

- (4) 老人福祉法第32条に規定する審判の請求に基づく後見開始等の審判により後見人等に選任された者の報酬に対する助成の決定
 (5) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理
 (6) 介護保険法の規定による事業の休止の届出の受理
 (7) 旧介護保険法の規定による介護療養型医療施設の変更の届出の受理
 (8) 介護保険法に規定する保険医療機関及び介護老人保健施設におけるみなし指定の辞退の届出の受理
 (9) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の管理者の承認
 (10) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の広告の許可
 (11) 老人デイサービスセンター等変更等の届出の受理
 (12) 老人福祉法に規定する有料老人ホームの変更等の届出の受理
 (13) 老人福祉法に規定する軽費老人ホームの変更等の届出の受理
 第6条第1項子ども育成課長の部分の第5号を次のように改める。
 (5) 乳幼児医療費受給資格証、子ども医療費受給資格証及びひとり親家庭等医療費受給資格証の交付
 第6条第1項子ども育成課長の部分に次の1号を加える。
 (6) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成金の支出負担行為の決定
 第9条第1項に次の1号を加える。
 (10) 防災センターの開館時間、入館時間、休館日等の変更及び臨時休館等の決定
 附 則
 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別記第2号様式中

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	】を
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	】に改める。

附 則
 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
 (平成24年3月30日掲示済)

奈良市訓令甲第5号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

保 育 園	看 護 師 く看 全 護 員 員 を除	日 勤	午前8時30分から午後5時まで	45分	日曜日及び土曜日
		時差勤務	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週間につき4日の割合で所属長が定める日（2日は、土曜日とする。）を

(平成24年3月30日掲示済)
奈良市訓令甲第3号
府 中 一 般 関 係 各 所
奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年3月30日
奈良市長 仲川元庸 奈良市辞令式の一部を改正する訓令 奈良市辞令式（昭和34年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。 別表24の2の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に規定する任期付職員」を「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条各項の規定により任期を定めて職員」に改める。 附 則 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。 (平成24年3月30日掲示済)

奈良市訓令甲第4号
府 中 一 般 関 係 各 所
奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年3月30日
奈良市長 仲川元庸 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改める。

平成24年3月30日
奈良市長 仲川元庸 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。
別表文化・スポーツ振興課の項中「文化・スポーツ振興課」を「スポーツ振興課」に改め、同表中

課 児童館員	全 日勤	平日	午前8時30分から午後5時 15分まで	1時間	日曜日及び職員ごとに8週 間につき7日の割合で所属 長が定める日(6日は、毎 月の第1土曜日及び第3土 曜日を含む土曜日とする。)
		土曜日	午前8時30分から午後0時 30分までの間において、8 週間につき4時間 1回 3時間45分 1回	—	

子ども育成課 児童館員	全 日勤	平日	午前8時30分から午後5時 15分まで	1時間	日曜日及び職員ごとに8週 間につき7日の割合で所属 長が定める日(6日は、毎 月の第1土曜日及び第3土 曜日を含む土曜日とする。)
		土曜日	午前8時30分から午後0時 30分までの間において、8 週間につき4時間 1回 3時間45分 1回	—	
保育課 保育園	看護師	日勤	午前8時30分から午後5時まで	45分	日曜日及び土曜日
	全看護師を除く	時差勤務	1週間当たり38時間45分とする。	45分	日曜日及び職員ごとに6週 間につき4日の割合で所属 長が定める日(2日は、土 曜日とする。)

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 職員の勤務の割り振りその他必要な事項については、所属長が別に定めるものとする。
- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市訓令甲第6号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

保健福祉部	福祉政策課長	奈良市長 仲川元庸
保健福祉部 子ども未来部 保健所	福祉政策課長 子ども政策課長 生活衛生課長	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令 (奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正) 第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「保健福祉部長」を「保健福祉部長 子ども未来部長」に改める。 別表第2中「市民安全課長」を「防犯・交通安全課長」に、

長」を「河川課長」に、「地域教育課長 学務課長」を「学務課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)
第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1研修部会の項中「市民安全課長」を「危機管理課長 防犯・交通安全課長」に、「教育総務課長 北部図書館長」を「教育総務課長」に改め、同表調査研究部会の項中「業務改善課長 収集課長」を「収集課長」に、「西部図書館長 学務課長」を「学務課長」に改め、

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令
(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「保健福祉部長」を「保健福祉部長 子ども未来部長」に改める。
別表第2中「市民安全課長」を「防犯・交通安全課長」に、

長」を「河川課長」に、「地域教育課長 学務課長」を「学務課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)
第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1研修部会の項中「市民安全課長」を「危機管理課長 防犯・交通安全課長」に、「教育総務課長 北部図書館長」を「教育総務課長」に改め、同表調査研究部会の項中「業務改善課長 収集課長」を「収集課長」に、「西部図書館長 学務課長」を「学務課長」に改め、

交通安全課長」に改める。

(奈良市防災行政無線局管理規程の一部改正)

第4条 奈良市防災行政無線局管理規程（平成9年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「市民安全課長」を「危機管理課長」に改める。

第6条第3項中「市民安全課」を「危機管理課」に改める。

第7条第3項第1号中「市民安全課長」を「危機管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。